# ACSES ニュースレター\_ 2 1 9 8 号 (2021 年 10 月 21 日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(22頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇【2021年10月第3週 化学災害ニュース】〈産業技術総合研究所〉
- ◇労働災害発生状況〈厚生労働省〉
- ◇大麻所持か、大阪で少年4人逮捕 使用まん延、転売疑いも〈Web 報道〉
- ◇ロシアでメタン大量漏出 地下ガス管、米紙報道〈Web 報道〉
- ◇その他の事故、事件
- ・消費生活用製品の重大製品事故: 屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)で火災等<消費者庁>
- ・カットパンによる乳児の窒息事故が発生-小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで-/乳児用規格 適用食品の表示に係るアンケート調査〈国民生活センター〉/乳児用パン、のどに詰まらせ死亡 高リスクと注 意呼び掛け〈Web 報道〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・株式会社宮本製作所に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
  (消費者庁)/「洗たくマグちゃん」に課徴金 消費者庁、根拠なし
  (Web 報道)
- □大災害、原発事故対策

[原子力施設全般]

- ・仏、原発 6 基増設を年内発表か 大統領、方針転換に〈Web 報道〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

- ◇省庁発表
- ◇マスコミ報道 見出し

[対策・予防]

◇省庁発表

- ◇ワクチン、検査薬、治療薬等
- [3] 高圧ガス保安法施行令、保安規則、冷凍保安規則等の一部改正
- 「備考」「高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定されました
  - ~冷凍設備で用いるヘリウム等冷媒の規制を緩和します~〈厚生労働省・経済産業省・環境省〉
- ◇高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(政令第286号)〈官報〉
- ◇冷凍保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(経済産業省令第76号)〈官報〉
- ◇製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(経済産業省告示第 216 号)〈官報〉
- [4] 「オゾン層破壊物質の生産量、消費量等(令和2年度)」を公表しました〈経済産業省〉
- [5] PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック 化学物質による環境リスクを減らすために ~令和元年度集計結果から~〈環境省〉
- [6] 許容濃度等
- ◇許容濃度等の提案理由を更新しました〈日本産業衛生学会〉
- ◇許容濃度等の勧告および暫定値の提案理由を更新しました〈日本産業衛生学会〉
- [7] 健康安全
- ◇エコチル調査の約10万組の母子のデータを用いて、妊婦の重金属ばく露と生まれた子どもの先天性腹部形態異常との関連について解析した論文が、令和3年9月26日に社会科学分野の学術誌「International Journal of Environmental Research and Public Health」に掲載されました。〈環境省〉
- ◇「在宅勤務中もタバコを吸ってはいけない」なぜ日本の大企業は社員を子ども扱いするのか<Web 報道>



石蕗 (艶蕗、ツワブキ)

#### [8] 農薬

- ◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
- [9] 肥料
- ◇肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産省告示第1781号)〈官報〉
- ◇生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件(農林水産省告示第1782号)〈官報〉
- ◇肥料の登録が失効した件(農林水産省告示第1783号)〈官報〉
- [10] 食品安全衛生関係
- ◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働省告示第375号)〈官報〉
- ◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
- ◇特別用途食品の表示許可について〈消費者庁〉
- ◇ウクライナからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
- ◇コーデックス規格について〈環境省〉
- ◇食品安全情報(化学物質) No. 21 (2021)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
- [11] 廃棄物関係
- ◇令和3年度建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等の実施結果〈環境省〉
- [12] 温暖化対策関係
- ◇英、35年に電力供給の脱炭素化 新戦略発表、目標を15年前倒し⟨Web報道⟩
- ◇002 を大気から回収 成否のカギはドライアイス 子会社出向が転機〈新聞報道〉
- [13] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等] 2件 [公募結果、意見募集結果] 2件 [調査実施] 1件

- [14] その他省庁発表 1件
- [15] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

「開催案内」 7件 「開催記録、報告、資料等] 3件

[16] その他

◇インフルエンザ、感染症関係:2件 ◇新化学物質、化学物質新利用技術等:1件 ◇その他:1件

#### [1] 化学物質関係事故、事件関係

- ◇【2021年10月第3週 化学災害ニュース】

https://riss.aist.go.jp/sanpo/riscadnews/riscadupdate/2021/10/p8540/

- \*2021/10/06 発生の、鳥取・リサイクルセンターで不燃廃棄物に混入した薬品の漏洩
  - : 不燃廃棄物として運び込まれた廃棄物に、瓶入りの塩酸4本、フェノール結晶、アニリン、エチレングリコール各1本を含む薬品類計10本が混入。選別作業中に薬品が漏洩し、発生した異臭を伴う白煙を吸い込んだ作業員6名が舌の痺れや喉の痛みで軽症
- \*2021/10/10 発生の、埼玉・鉄道会社の変電所で火災
  - :変圧器などが置かれているトランス室での火災。室内の機器の不具合で出火した可能性。変電所からの送電が停止したことで、首都圏の在来線 10 路線に運転見合わせなどの影響が出た
- \*2021/10/11 発生の、大分・リサイクル会社の廃材置場で廃材の火災
  - : 家電を含む金属スクラップなどの廃材が焼けた

\*2021/10/13 発生の、沖縄・クリーニング工場のボイラの焼却炉で爆発

:ボイラはアイロンがけの機器などの動力として使用されており、廃タイヤを燃料としていた。焼却炉を稼働させようとした際に、炉内に残留していた可燃性ガスに着火した可能性。従業員1名が死亡、1名がやけどで負傷

\*2021/10/13 発生の、新潟・小学校で手指消毒用エタノールを洗口液として誤使用

:教諭が洗口液として手指消毒用エタノールを誤配布。口をゆすいだ児童24名はすぐに吐出したが、15名が体調不良となった。虫歯予防のためのフッ化物洗口液と、度数約70%の手指消毒用エタノールが同じ作業台に置かれており、ボトルの色が似ていたため、教諭が取違えた可能性

\*2021/10/13 発生の、滋賀・繊維工場で機械から火災

:自動車の内装材の製造中に機械から出火した可能性。工場の床など約 120 平方 m が焼けた

### ◇労働災害発生状況

<厚生労働省 2021年10月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=C\_DNsvJdgsYiebKZY 業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和3年)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故 (道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	140	13	2	23	23	46	99	2	0	14	17	13	10	1	1	2	91	4	0	37	3	541
製造業	17	2	1	7	1	7	41	0	0	1	4	6	1	1	0	0	7	0	0	3	0	99
鉱業	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7
建設業	72	2	1	8	17	13	20	2	0	7	9	6	6	0	0	0	14	1	0	3	2	183
交通運輸事業	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	7	0	13
陸上貨物 運送事業	10	1	0	4	2	5	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	30	0	0	3	0	63
港湾運送業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
林業	4	2	0	3	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
農業、畜産・水 産業	5	0	0	0	0	2	4	0	0	4	2	0	1	0	0	0	1	3	0	1	0	23
第三次産業	28	4	0	1	2	5	24	0	0	2	2	1	2	0	0	2	35	0	0	20	1	129
商業	9	1	0	0	2	1	8	0	0	0	1	0	1	0	0	1	15	0	0	0	0	39
うち小売業	4	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	19
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
保健衛生業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	15	0	20
うち社会福祉 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	14	0	17
接客・娯楽	6	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	13
うち飲食店	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
清掃・と畜	8	1	0	0	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	1	25

警備業	Ė	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	15
その他	Ĺ	4	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	15

◇大麻所持か、大阪で少年4人逮捕 使用まん延、転売疑いも

<共同通信 2021年10月18日> https://nordot.app/822784799520538624?c=39546741839462401

大阪府警は18日までに、大麻取締法違反(営利目的所持)の疑いで、府内に住む高校2年の男子生徒(16)ら15~16歳の少年4人を逮捕した。府警によると、少年らの周辺で大麻の使用がまん延していたとみられ、購入費用に充てるため、会員制交流サイト(SNS)で売人から大麻を仕入れて転売していたという。

逮捕容疑は共謀し9月1日、大阪府内の集合住宅の一室で、営利目的で大麻約2.3グラムを所持した疑い。4 人は同じ中学の卒業生で、「周りが吸っているし、大麻はたばこより体に害は無いと思った」などといずれも容 疑を認めている。

### ◇ロシアでメタン大量漏出 地下ガス管、米紙報道

<共同通信 2021年10月20日> https://nordot.app/823310391397629952?c=39546741839462401

米紙ワシントン・ポスト(電子版)は19日、ロシア中部タタルスタン共和国で6月に地下ガスパイプラインから地球温暖化を強力に引き起こすメタンが大量漏出しているのを欧州の人工衛星が捉えたと報じた。メタンは天然ガスの主成分で、採掘や輸送、貯蔵段階での漏出対策が急務となっている。

同紙によると、1 時間当たり 400 トン近いメタンが漏出していた。パイプラインの修復に当たったロシア政府系天然ガス企業ガスプロムは漏出を認めたものの、具体的な場所を明らかにしていなかった。

メタンは老朽化した化石燃料関連施設での漏出が排出の大半を占めるとの研究もある。

## ◇その他の事故、事件

- ・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)で火災等
- <消費者庁 2021年10月19日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/026208/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_safety\_cms202\_211019\_01.pdf

- 1. ガス機器・石油機器に関する事故:1件 屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故:該当案件なし
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故: 4件 (うちエアコン(室外機)1件、ファクシミリ1件、電動ユニット(車いす用)1件、送風機1件)

#### ・カットパンによる乳児の窒息事故が発生

一小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで一

<国民生活センター 2021 年 10 月 19 日> http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211019\_1.html 2020 年 10 月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」(以下、「ドクターメール箱」とします。)に、「10 ヶ月頃から」と表示されたカットパンを 10 カ月の男児が食べて窒息し、死亡したという事故情報が寄せられました。また、2021 年 6 月には、同じ銘柄の、対象年齢表示のないカットパンを 11 カ月の男児が食べ、喉に詰まらせて窒息したという事故情報が寄せられました。

そこで、1 歳前後の乳幼児の食品による窒息事故の再発防止のため、消費者に注意喚起することとしました。 なお、事故の知らせを受けた当該品の製造事業者は、対象年齢表示や注意表示の変更や大きさや物性の改善に取り組んでいます。

ドクターメール箱に寄せられた事故情報

【事例1】当該品1を一つ丸々飲み込もうとして窒息。救急搬送されたが死亡した。【事例2】ちぎった当該品2を食べさせたところ窒息した。

消費者へのアドバイス

- ·1 歳前後の乳幼児に食べ物を与える際は、無理なく食べられるよう、小さく切って与え、飲み込むまで目を離さないように注意しましょう。
- ・食品で窒息が起こったときは、直ちに応急処置を行い、救急要請しましょう。

#### 事業者への要望

・当該品について、大きさや形状、物性等を速やかに改善をするとともに、現在販売されている商品には適切な注意表示をするよう要望します。

#### 行政への要望

・乳幼児用の食品による窒息事故について、消費者に継続的な啓発を行うとともに、業界等に対し、乳幼児用のおやつによる窒息事故の未然防止の重要性について、働きかけを行うよう要望します。

#### ・乳児用規格適用食品の表示に係るアンケート調査

<国民生活センター 2021 年 10 月 19 日 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211019\_2.html 2020 年 10 月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」に、「10 ヶ月頃から」と表示されたカットパンを食べた 10 カ月の男児が窒息し、死亡したという事故情報が寄せられました。

当該品には、「10ヶ月頃から」との表示のほか、「本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」といった乳児用規格適用食品である旨の表示がありました。この表示は、「食品、添加物等の規格基準」における、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品の規格基準(放射性物質(放射性セシウム)の基準値:50Bq/kg)を適用した食品であることを示すものです。この表示と窒息事故との因果関係は不明ですが、消費者が、乳児にとってさまざまな面で安全であると誤認する可能性があると考えられました。そこで、こういった表示に関する消費者の理解度を把握するため、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、消費者に情報提供することとしました。

### アンケート調査とその結果

・乳児用規格適用食品である旨の表示は、多くの消費者が意味を正しく理解しておらず、固さや大きさ、アレルギー物質、栄養面等に係る規格基準を適用した食品であると誤認している人が多いことが分かりました。

#### 消費者へのアドバイス

·乳児用規格適用食品である旨の表示は、放射性物質に係る規格基準を適用した食品であることを示すものです。 意味を正しく理解しましょう。

### 行政への要望

- ・乳児用規格適用食品である旨の表示について、消費者の誤認を防止する観点から適切な対応を行うよう要望します。
- ・乳児用パン、のどに詰まらせ死亡 高リスクと注意呼び掛け
- <共同通信 2021 年 10 月 19 日> https://nordot.app/823124662011281408

国民生活センターは19日、大阪府河内長野市の「カネ増製菓」が製造した乳児向けの「かぼちゃとにんじんのやさいパン」を食べた沖縄県の生後10カ月の男児が昨年3月に死亡していたと明らかにした。今年6月には、静岡県の生後11カ月の男児がのどを詰まらせたケースもあった。

センターは、この商品はリスクが高いとの判断を示すとともに、乳幼児の食べ物による窒息事故を防ぐため、 適切な大きさにして与えるなど注意を呼び掛けている。

同社は事故を踏まえ、商品のパッケージに丸ごと口に入れるとのどを詰まらせる恐れがあるなどとの注意喚起をすることを決め、順次記載を進めている。

## ◇事故・事件対策、措置、訴訟等

- ・株式会社宮本製作所に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
- <消費者庁 2021 年 10 月 19 日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/025957/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\_211019\_01.pdf

消費者庁は、本日、株式会社宮本製作所に対し、同社が供給する「洗たくマグちゃん」と称する商品、「ベビーマグちゃん」と称する商品及び「ランドリーマグちゃん」と称する商品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・「洗たくマグちゃん」に課徴金 消費者庁、根拠なし

<共同通信 2021 年 10 月 19 日 > https://nordot.app/823134970977533952?c=39546741839462401

消費者庁は19日、茨城県古河市の宮本製作所が販売した洗濯補助用品「洗たくマグちゃん」などの広告は根拠がなく、景品表示法違反(優良誤認)に当たるとして、課徴金3606万円の納付を命じた。

消費者庁によると、広告に根拠がないと判断されたのは、ほかに「ベビーマグちゃん」「ランドリーマグちゃん」。昨年から今年にかけてウェブサイトで販売。マグネシウムの効果で洗剤や柔軟剤を使わずに洗濯できるとうたい、「除菌効果は99%以上」などと宣伝していた。

消費者庁は根拠を示す資料が提出されなかったとして今年4月、再発防止を求める措置命令を出していた。

## □*大災害、<u>原発事故対策</u>*

#### [原子力施設全般]

・仏、原発6基増設を年内発表か 大統領、方針転換に

<共同通信 2021年10月19日> https://nordot.app/823155112185790464?c=39546741839462401

19日付の仏紙フィガロは、マクロン大統領が国内で新型の欧州加圧水型原子炉(EPR)を6基増設する計画を 年内に発表する考えだと報じた。実際に発表すれば、EPR増設の判断は先送りするとしてきたマクロン政権の方 針転換となる。

マクロン氏は世界的に開発の動きが進む小型原子炉開発への投資を今月発表。フィガロは、来年4月の大統領 選に向け「原子力擁護の姿勢を鮮明にすることを選んだ」と論じた。

フランスは EPR を柱とするべく開発を進め、2007 年にフラマンビル原発で国内 1 号機の建設を始めた。しかし 工事で欠陥が相次ぎ、12 年だった運転開始の予定は遅れを重ねた。

#### [2] 「特集」新型コロナウイルス感染症

### [状況]

### ◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2021 年 10 月 20 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=Va6T7KwD3Jh8J-LHY
- 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2021年10月19日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2hWd06DpaB1QtMBY
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和3年10月20日版)
- <厚生労働省 2021年10月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=H-TZpuZJ1tI2baeNY
- ・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
- <厚生労働省 2021 年 10 月 20 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2hVKmrFG1664S0BY
- ・新型コロナウイルス ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
- <厚生労働省 2021年10月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=C\_DNsvJdgsYieciZY

### ◇マスコミ報道 見出し

- ・厚労省専門家組織「一部地域ではリバウンド兆候も」疫学調査徹底求める
- <TBS NEWS 2021年10月20日> https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs\_newseye4386964.html
- ・ロシア 新型コロナの死者数が過去最多に ワクチン接種進まず
- <NHK 2021年10月20日> https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211020/k10013314021000.html

・ロシア 新型コロナ感染拡大で9日間を企業などの休業日に

<NHK 2021年10月21日> https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211021/k10013315811000.html

\_\_\_\_\_

#### [対策・予防]

### ◇省庁発表

- ・入国時の誓約に違反した事例についてを更新しました
- <厚生労働省 2021年10月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=sUp3CEjnOHyYwwcjY
- ・12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について
- <厚生労働省 2021 年 10 月 19 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=t0xyU2qngYRRZvQlY

\_\_\_\_\_

## ◇ワクチン、検査薬、治療薬等

- ・海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について
- <厚生労働省 2021年10月19日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=A\_jG594TNTD1016RY
- ・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
- <厚生労働省 2021年10月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=E-jVqupFmt46YayBY
- ・ワクチン打ったけど記録がない? 国の管理システム、一部を誤登録か
- <朝日新聞 2021年10月19日> https://www.asahi.com/articles/ASPBL61RGPBLULFA010.html
- ・電子接種証明、表示3段階 プライバシーに配慮
- <共同通信 2021 年 10 月 19 日> https://nordot.app/823122776769626112?c=39546741839462401
- ・少量接種で効果期待、治験を開始 新しいタイプのコロナワクチン
- <共同通信 2021 年 10 月 19 日> https://nordot.app/823114469589401600?c=39546741839462401
- ・コロナ飲み薬、有効性確認できず 中期治験で―米アテア
- <時事ドットコム 2021年10月20日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2021102000122&g=int 米バイオ医薬品企業アテア・ファーマシューティカルズは19日、スイス製薬大手ロシュと共同で開発している新型コロナウイルス感染症の経口治療薬「AT-527」について、中期段階の臨床試験(治験)で期待通りの有効性を確認できなかったと発表した。この飲み薬は中外製薬が日本での導入を目指している。

開発競争で先行する米製薬大手メルクにアテアが大きく後れを取るのは必至。アテアの株価は19日のニューョーク株式市場で暴落し、前日終値比で一時約70%安となった。

治験では、重症化リスクが低い軽・中等症のコロナ患者らを中心に経口薬の有効性を調べたが、体内のウイルスを減少させる明確な効果は見られなかった。基礎疾患があり、重症化リスクの高い患者らには一定の効き目があったという。

アテアはこれを受け、後期治験の見直しを検討。治験の最終結果が公表されるのは、当初予定の年内から来年後半にずれ込む見通しだ。

### [3] 高圧ガス保安法施行令、保安規則、冷凍保安規則等の一部改正

#### [備考]「高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定されました

〜冷凍設備で用いるヘリウム等冷媒の規制を緩和します〜

<経済産業省 2021 年 10 月 15 日>

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211015004/20211015004.html?from=mj

経済産業省は、高圧ガス保安法が適用される冷凍設備内の高圧ガスのうち、高圧ガスとしての燃焼性リスクが小さいヘリウム等※のガスについて、燃焼性リスクが同様に小さいガス(二酸化炭素等)と同等の規制となる

よう、規制を緩和いたします。これにより、ヘリウム等冷媒を用いる冷凍設備の利用に際しての手続が、簡素化・不要化されます。

本改正は令和3年10月27日(水曜日)に施行されます。

(※) ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、空気

### 1. 政令案の概要

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。)は、高圧ガス(圧力1メガパスカル(約10気圧)以上の圧縮ガス等)の製造、貯蔵、販売その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による自主的な保安活動を促進することにより、高圧ガスによる燃焼、爆発等といった災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として制定された法律です。

昨今、超低温(摂氏マイナス50度よりも低い温度)環境を制御できる冷凍設備において、ヘリウム等が新たに用いられ始めているところ、それらのガスは冷媒ガスとしての使用が想定されていなかったため、燃焼性や毒性が極めて弱く高圧ガスとしてのリスクが小さいにも関わらず、現行法令では、燃焼性が強く取扱いに注意が必要なガス(可燃性ガス)と同様の規制がかかっており、許認可等に係る手続のコストが、国内の冷凍設備メーカーにとって技術開発等における障壁となっていました。

今回の改正により、冷凍設備内で使用される高圧ガスのうち、高圧ガスとしての燃焼性リスクが小さいヘリウム 等のガスについて、燃焼性リスクが同様に小さいガス (二酸化炭素等) と同等の規制となるよう、規制を緩和い たします。

### 2. 改正内容

冷凍設備内で使用されるヘリウム等について、以下のとおり規制を緩和いたします。

① 高圧法の適用を受けない範囲を拡大

	現行	改正後
適用を受けない範囲	冷凍能力3トン未満	満冷凍能力5トン未満

※冷凍能力1トン=0℃の水1トンを24時間費やして0℃の氷にする冷凍設備の能力

② 製造に係る許可又は届出の対象とならない範囲を拡大

	現行	改正後
許可の対象外の範囲	冷凍能力 20 トン未満	冷凍能力 50 トン未満
届出の対象外の範囲	冷凍能力3トン未満	冷凍能力 20 トン未満

### 3. その他

本政令案の改正、施行に合わせて、関係省令、関係告示及び関係通達を改正いたします。本政令案と同日施行予定です。

#### 関連資料

要綱 https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211015004/20211015004-1.pdf

条文十理由 https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211015004/20211015004-2.pdf 新旧対照表 https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211015004/20211015004-3.pdf https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211015004/20211015004-4.pdf

### ◇高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(政令第286号)

[官報] 令和3年10月20日 号外 第238号 2~3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211020/20211020g00238/20211020g002380002f.html

#### あらまし

◇高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(政令第286号)(経済産業省)

1 ヘリウム等冷媒について、高圧ガス保安法の適用を受けない範囲を拡大することとした。(第二条第三項第四号関係)

- 2 ヘリウム等冷媒について、高圧ガス保安法の製造に係る許可又は届出の対象とならない範囲を拡大することとした。(第四条関係)
- 3 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二条及び第三条関係)
- 4 この政令は、令和三年一〇月二七日から施行することとした。

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和3年10月20日

内閣総理大臣 岸田 文雄

### 政令第 286 号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三条第一項第八号、第五条第一項第二号及び第二項第二号並びに第七十八条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「次条の表第一の項上欄」を「第四号」に改め、同項第四号中「二酸化炭素及び」を「ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、」に、「不活性のものに限る」を「難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気(以下「第一種ガス」という」に改め、同項第八号中「可燃性のものを除く」を「第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る」に改める。

第三条の表第一号中「ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン (難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。) 又は空気(以下「」及び「」という。)」を削る。

第四条の表第一号中「二酸化炭素及びフルオロカーボン(不活性のものに限る。)」を「第一種ガス」に改め、同表第二号中「不活性の」を「第二条第三項第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合する」に改める。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年十月二十七日から施行する。

(高圧ガスの製造等に係る届出等に関する経過措置)

- 第二条 この政令の施行の際現に高圧ガス保安法(以下この条において「法」という。)第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者(冷凍のためヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素又は空気を圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備であって、その一日の冷凍能力(法第五条第三項の経済産業省令で定める基準に従って算定した一日の冷凍能力をいう。)が二十トン以上五十トン未満のものを使用する者に限る。)は、それぞれ法第五条第二項(第二号に係る部分に限る。)又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。
- 2 この政令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可の申請をしている者(前項に 規定する設備を使用する者に限る。)は、それぞれ法第五条第二項(第二号に係る部分に限る。)又は第十四条 第四項の規定による届出をしたものとみなす。
- 3 この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者(第一項に規定する設備を使用する者に限る。 次項において同じ。)が当該許可を受けたところに従って法第十六条第一項に規定する高圧ガスを貯蔵所におい て貯蔵するときは、当該貯蔵所は、同項の許可を受けて設置されたものとみなす。
- 4 この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従って法第十七 条の二第一項に規定する高圧ガスを貯蔵所において貯蔵するとき (前項に規定するとき
- を除く。)は、当該貯蔵所は、同条第一項の規定による届出をして設置されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣 萩生田光一 内閣総理大臣 岸田 文雄

\_\_\_\_\_

## ◇冷凍保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(経済産業省令第76号)

[官報] 令和3年10月20日 号外 第238号 17~18頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211020/20211020g00238/20211020g002380017f.html

### ○経済産業省令第76号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百八十六号)の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十七条の四第一項第二号及び第五十七条並びにガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第二条第三項第四号の規定に基づき、冷凍保安規則及び一般高圧ガス保安規則の部を改正する省令を次のように定める。

令和3年10月20日

経済産業大臣 萩生田光一

冷凍保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令

(冷凍保安規則の一部改正)

第一条 冷凍保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一•二 [略]
- 三 不活性ガス<u>ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素</u>、二酸化炭素又はフルオロカーボン(可燃性ガスを除く。)
- 三の二~七 [略]
- 2 [略]

(冷凍保安責任者の選任等)

#### 第三十六条 「略]

- 2 「略]
- 3 法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷凍保 安責任者を選任する必要のない第二種製造者は、次 の各号のいずれかに掲げるものとする。
  - 一 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン以上(ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性ガスを除く。)又は空気にあっては、二十トン以上。アンモニア又はフルオロカーボン(可燃性ガスに限る。)にあつては、五トン以上二十トン未満。)のものを使用して高圧ガスを製造する者
  - 二 [略]

(冷凍設備に用いる機器の指定)

第六十三条 法第五十七条の経済産業省令で定めるも

改正前 (用語の定義)

**第二条** この規則において次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一•二 [略]
- 三 不活性ガス<u>ヘリウム</u>、二酸化炭素又はフルオロカーボン(可燃性ガスを除く。)

三の二~七 「略]

2 [略]

(冷凍保安責任者の選任等)

#### 第三十六条 「略]

- 2 「略]
- 3 法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷凍保 安責任者を選任する必要のない第二種製造者は、次 の各号のいずれかに掲げるものとする。
- 一 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン以上(二酸化炭素又はフルオロカーボン(可燃性ガスを除く。)にあつては、二十トン以上。アンモニア又はフルオロカーボン(可燃性ガスに限る。)にあつては、五トン以上二十トン未満。)のものを使用して高圧ガスを製造する者

## 二 [略]

(冷凍設備に用いる機器の指定)

第六十三条 法第五十七条の経済産業省令で定めるも

のは、もつぱら冷凍設備に用いる機器(以下単に「機器」という。)であつて、一日の冷凍能力が三トン以上(ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性ガスを除く。)又は空気にあつては、五トン以上。)の冷凍機とする。

のは、もつぱら冷凍設備に用いる機器(以下単に「機器」という。)であつて、一日の冷凍能力が三トン以上(二酸化炭素及びフルロカーボン(可燃性ガスを除く。)にあつては、五トン以上。)の冷凍機とする。

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改める。

#### 改正後

(燃焼性の基準)

- 第百一条 令<u>第二条第三項第四号</u>の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
  - 一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。
    - イ 爆発限界の下限が十パーセント以下のもの
    - ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント 以上のもの
  - 二 前号イ又は口に該当するものであつて、同号と 同等程度の難燃性を有するものとして産業大臣が 定めるものに適合すること。

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百二条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

 $T = 100 + (2/3) \cdot S$ 

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を 表すものとする。

- T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める 値(単位立方メートル)
- S 当該事業所における令第三条表第一号<u>の</u>第一種 ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理するこ とができるガスの容積(単位立方メートル)であ つて、零立方メートルを超え三百立方メートル未 満であるもの

改正前

(燃焼性の基準)

- 第百一条 令<u>第三条表第一号上欄</u>の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号の<u>いずれか</u>とする。
  - 一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。
    - イ 爆発限界の下限が十パーセント以下のもの
    - ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント 以上のもの
  - 二 経済産業大臣が定める基準。

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百二条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

 $T = 100 + (2/3) \cdot S$ 

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を 表すものとする。

- T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める 値(単位立方メートル)
- S 当該事業所における令第三条表第一号<u>で規定する</u>第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

### 附則

(施行期日)

**第一条** この省令は、高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和三年十月二十七日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◇製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告

### 示(経済産業省告示第216号)

「官報 ] 令和 3 年 10 月 20 日 号外 第 238 号 52 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211020/20211020g00238/20211020g002380052f.html

#### ○経済産業省告示第 216 号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百八十六号)の施行に伴い、及びコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)第五条第一項第五号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月20日

経済産業大臣 荻生田光一

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(その他のガス貯蔵設備等から除外される設備)	(その他のガス貯蔵設備等から除外される設備)
第一条の九 コンビナート等保安規則第五条第一項第	第一条の九 コンビナート等保安規則第五条第一項第
五号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備	五号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備
は、次の各号に掲げるものとする。	は、次の各号に掲げるものとする。
一 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)	一 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)
第二条第三項第四号に規定する第一種ガス(空気	第三条表第一項上欄に掲げるガス (空気を除く。
を除く。以下「不活性ガス」という。) のうち、へ	以下「不活性ガス」という。)のうち、ヘリウム、
リウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノ	ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン及びラ
ン及びラドンの貯蔵設備及び処理設備	ドンの貯蔵設備及び処理設備
二~四 [略]	二~四 [略]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

#### 附則

この告示は、高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和三年十月二十七日)から施行する。

### [4] 「オゾン層破壊物質の生産量、消費量等(令和2年度)」を公表しました

<経済産業省 2021年10月14日>

https://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/ozone/files/data/ods\_shouhiryou/r2.pdf オゾン層破壊物質等 令和2規制年度消費量等 (令和2年1月1日~令和2年12月31日)

(ODP トン)

特定物質	生産量	輸出量	輸入量	消費量
A I (特定フロン)	0	0	0	0
A II (特定ハロン)	0	0	0	0
BI (その他 CFC)	0	0	0	0
B II (四塩化炭素)	0	0	0	0
B III (1,1,1-トリクロロエタン)	0	0	0	0
C I (HCFC)	0	0	0	0
C II (HBFC)	0	0	0	0
C III (ブロモクロロメタン)	0	0	0	0

### ACSES = ュースレター\_ 2 1 9 8\_20211021

	EI (臭化メチル)	0	0	0	0
--	------------	---	---	---	---

(GWP トン)

特定物質代替物質	生産量	輸出量	輸入量	消費量
F I (HFC)	22, 503, 287	16, 557, 208	33, 441, 485	39, 387, 564
F II (HFC-23)	5, 997, 034	5, 568, 959	552, 997	981, 072
合計	28, 500, 321	22, 126, 167	33, 994, 482	40, 368, 636

### [5] PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック

化学物質による環境リスクを減らすために

## ~令和元年度集計結果から~

<環境省 2021年10月10日> http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guidebook.html 標記資料が掲載された。

全文 → http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guide\_R01/zenbun.pdf

### [6] 許容濃度等

- ◇許容濃度等の提案理由を更新しました
- <日本産業衛生学会 2021年10月13日> https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=290

\_\_\_\_\_

- ◇許容濃度等の勧告および暫定値の提案理由を更新しました
- <日本産業衛生学会 2021年10月13日> https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=309

### [7] 健康安全

◇エコチル調査の約10万組の母子のデータを用いて、妊婦の重金属ばく露と生まれた子どもの先天性腹部形態異常との関連について解析した論文が、令和3年9月26日に社会科学分野の学術誌「International Journal of Environmental Research and Public Health」に掲載されました。

<環境省 2021年10月15日> http://www.env.go.jp/chemi/ceh/news/28810151900.html

◇「在宅勤務中もタバコを吸ってはいけない」なぜ日本の大企業は社員を子ども扱いするのか

<PRESIDENT Online 2021年10月19日> https://president.jp/articles/-/50934

#### [8] *農薬*

- ◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
- <農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 2021年10月15日> http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

### [9] 肥料

◇肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産省告示第 1781 号)

「官報」 令和 3 年 10 月 20 日 本紙 第 599 号 4~7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211020/20211020h00599/20211020h005990004f.html 肥料の新規登録 142 件が公示された。

\_\_\_\_\_

◇生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件(農林水産省告示第 1782 号)

[官報] 令和3年10月20日 本紙 第599号 7頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211020/20211020h00599/20211020h005990007f.html 肥料の生産業者の名称及び住所の変更 2 件並びに肥料の名称の変更 3 件が公示された。

\_\_\_\_\_

#### ◇肥料の登録が失効した件(農林水産省告示第1783号)

「官報」 令和 3 年 10 月 20 日 本紙 第 599 号 7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211020/20211020h00599/20211020h005990007f.html 肥料の登録失効4件が公示された。

### [10] 食品安全衛生関係

## ◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働省告示第 375 号)

[官報] 令和3年10月19日 号外 第237号 1~20頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211019/20211019g00237/20211019g002370001f.html

### ○厚生労働省告示第 375 号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準 (昭和三十四年厚生省告示第三百七十号) の一部を次の表のように改正する。ただし、だいこん類の根、だいこ ん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、はくさい、ブロッコリー、レタス、ねぎ、にら、トマト、ピーマン、なす、 きゅうり、すいか、すいか(果皮を含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)、日本なし、西洋なし、もも、も も (果皮及び種子を含む。)、すもも及びいちごに残留するトルフェンピラドの量の限度並びに米、小麦、大麦、 ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、 ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だ いこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キ ャベツ、ケール、こまつな、きような、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、 ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、その他のきく科野菜、 たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パ セリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゆうり、かぼ ちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、 しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいだけ、その他のきのこ類、その 他の野菜、みかん、みかん(外果皮を含む。)、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、 ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、 すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリ ー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、 マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、 綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、 コーヒ上豆、カカオ豆、ホップ及びその他のハープに残留するフラザスルフロンの量の限度に係る改正規定は、 告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和3年10月19日

厚生労働大臣 後藤 茂之

一「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。 <ACSES 事務局>— (傍線部分は改正部分)

#### 第一 食品

#### A 食品一般の成分規格

1 食品<u>は、</u>抗生物質又は化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。)たる抗菌性物質及び放射性物質を含有してはならない。ただし、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について。

次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 当該物質が、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)<u>第12条</u>の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物と同一である場合
- (2) 当該物質について、5、6、7、8又は9において成分規格が定められている場合
- (3) 当該食品が5.6.7.8又は9において定める成分規格に適合する食品を原材料として製造され、 又は加工されたものである場合(5.6.7.8又は9において成分規格が定められていない抗生物質

又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有する場合を除く。)

#### $2 \sim 5$ (略)

6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から低までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

一以下、今回、「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」が改正された添加物の名称のみ掲載した。 <ACSES 事務局>—

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

### イソメタミジウム

エンロフロキサシン (略)

オイゲノール (新設)

クロルプロフアム (略)

クロルヘキシジン (新設)

テクロフタラム (略)

デコキネート (新設)

トルフェンピラド

ナナフロシン (略)

ナフシリン (新設)

パクロブトラソール (略)

バージニアマイシン (新設)

ニトラピリン (略)

ニトロキシニル (新設)

フェンキノトリオン

フラザスルフロン

#### (2)~(15) (略)

- 7 6に定めるもののほか、①の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3) から (6) までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。
  - (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度
    - (削る) イソメタミジウム
    - (削る) オイゲノール
    - (削る) クロルヘキシジン
    - (削る) <u>デコキネ</u>ート
    - (削る) ナフシリン
    - (削る) ニトロキシニル
    - (削る) バージニアマイシン
    - (削る) フラザスルフロン
    - (削る) メシリナム
    - (削る) <u>メンブドン</u>

 $(2)\sim(6)$  (略)

- 8 5から7までにおいて成分規格が定められていない場合で<u>あって、</u>農薬等の成分である物質(法<u>第13</u>条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。)が自然に食品に含まれる物質と同一であるとき、当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない。ただし、通常含まれる量を<u>もって</u>人の健康を損なうおそれのある物質を含む食品については、この限りでない。
- 9 (略)
- 10 6 又は9 に定めるもののほか<u></u>6 から9までにおいて成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については<u></u>当該製造され<u></u>又は加工される食品の原材料たる食品が<u></u>それぞれ6 から9までに定める成分規格に適合するものでなくてはならない。
- 11 6又は9に定めるもののほか、5から9までにおいて成分規格が定められていない食品を原材料として 製造され、又は加工される食品については、当該製造され、又は加工される食品の原材料たる食品が、法 第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えて、農 薬等の成分である物質(同項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして 厚生労働大臣が定める物質を除く。)を含有するものであってはならない。
- 12 (略)
- B (略)
- C 食品一般の保存基準
  - 1 (略)
  - 2 食品を保存する場合には、抗生物質を使用してはならない。ただし、法第12条の規定により人の健康を 損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物については、この限りでない。
  - 3 (略)
- D 各条

(略)

- 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。以下この目において同じ。)で<u>あって、</u>生食用として販売するものに限る。以下この目において同じ。)
  - 1 (略)
  - 2 生食用食肉の加工基準 生食用食肉は、次の基準に適合する方法で加工しなければならない。
    - (1)・(2) (略)
    - (3) 加工は、法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者、同項第4号に該当する者のうち食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)<u>第35条第15号</u>に規定する食肉製品製造業(法第48条第7項に規定する製造業に限る。)に従事する者又は都道府県知事若しくは地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者が行わなければならない。ただし、その者の監督の下に行われる場合は、この限りでない。

 $(4)\sim(8)$  (略)

3 • 4 (略)

(略)

第2 添加物

A~D (略) E 製造基準

#### 添加物一般

- 1. (略)
- 2. 別に規定するもののほか、添加物の製剤は、添加物(法<u>第12条</u>に基づき指定されたもの、天然香料、一般に 食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの及び既存添加物名簿に記載されている ものに限る。)及び食品(いずれも法<u>第13条第1項</u>に基づき規格が定められているものにあってはその規格に

合うもの、水にあっては食品製造用水に限る。)以外のものを用いて製造してはならない。 3.  $\sim$ 5. (略)

(略)

F 使用基準

(略)

アセスルファムカリウム

アセスルファムカリウムの使用量は、食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)第 2 条第 1 項第 11 号に規定する栄養機能食品(以下単に「栄養機能食品」という。)(錠剤に限る。)にあってその  $1 \log$  につき 6.0 g 以下、あん類、菓子及び生菓子にあってはその  $1 \log$  につき 2.5 g 以下(チューインガムにあってはその  $1 \log$  につき 5.0 g 以下)、アイスクリーム類、ジャム類、たれ、漬け物、氷菓及びフラワーペーストにあってはその  $1 \log$  につき 1.0 g 以下、果実酒、雑酒、清涼飲料水、乳飲料、乳酸菌飲料及びはっ酵乳(希釈して飲用に供する飲料水にあっては、希釈後の飲料水)にあってはその  $1 \log$  につき 0.50 g 以下、砂糖代替食品(コーヒー、紅茶等に直接加え、砂糖に代替する食品として用いられるものをいう。)にあってはその  $1 \log$  につき  $1 \log$  以下、その他の食品にあってはその  $1 \log$  につき  $1 \log$  の規定による特別用途表示の許可又は「同法第  $1 \log$  公 条第  $1 \log$  の規定による特別用途表示の承認(以下単に「特別用途表示の許可又は承認」という。)を受けた場合は、この限りでない。

(略)

### ◇特定保健用食品の表示許可について

<消費者庁 2021年10月19日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/026068/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food\_labeling\_cms206\_211019\_02.pdf

許可食品:からだすこやか茶 W 250 日本コカ・コーラ株式 会社 茶系飲料 難消化性デキストリン (食物繊維として)

#### ◇特別用途食品の表示許可について

<消費者庁 2021年10月19日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/026071/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food\_labeling\_cms206\_20211019\_03.pdf

許可食品:乳児用調製粉乳 和光堂レーベンスミルク はいはい アサヒグループ食品株式会社

\_\_\_\_\_

### ◇ウクライナからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

<農林水産省 2021年10月19日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211019.html

\_\_\_\_\_

#### ◇コーデックス規格について

<農林水産省 2021年10月13日> https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/index-11.pdf

-----

### ◇食品安全情報 (化学物質) No. 21 (2021)を掲載しました。

<国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 2021年10月14日>

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202121c.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

### [11] 廃棄物関係

### ◇令和3年度建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等の実施結果

<環境省 2021年10月11日> http://www.env.go.jp/press/110086.html

都道府県及び政令市等の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び労働基準監督署が合同で、建設リサイクル 法等に係る全国一斉パトロールを実施しました。

#### 1. 概要

建設現場における建設リサイクル法等の遵守を徹底するため、毎年、現場パトロールを実施しています。今年度も6月~7月において、都道府県及び政令市等の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び

労働基準監督署の職員が建設工事現場に立入り、以下の観点で状況確認・指導等を実施しました。

なお、例年 10 月~11 月にも同様に全国一斉パトロールを実施しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の流行の状況を考慮し、実施を中止することにしました。

#### (確認事項等)

【建設リサイクル法担当部局】 建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底

【環境部局】 廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底

【労働基準監督署】 労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

#### 2. 実施結果 (環境部局が実施したもの)

対象法令名	立入件 数 <sup>1)</sup>	行政指 導件数	行政指導の概要等
建設リサイクル法	1,882 件	21 件	主に特定建設資材廃棄物 <sup>2)</sup> の再資源化等義務の不履行に関する助言でした。未届出の工事着工に関する是正勧告が1件、命令はありませんでした。
大気汚染 防止法	1,856 件	595 件 (作業場 数)	主に事前調査 <sup>3)</sup> 結果の掲示・現場への備え置きの不備に関する指導でした。命令はありませんでした。
フロン排出抑制法	1,462 件	142 件	主に特定解体工事元請業者から発注者への第一種特定製品 <sup>4)</sup> の設置の有無に関する事前の書面交付・説明義務の不履行に関する指導及び助言でした。

- 1) 合同で実施したものも各法律に基づく立入検査として計上。
- 2) 法で定められている特定建設資材 (コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材) が廃棄物となったもの。
- 3) 建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査するもの。
- 4)業務用の空調機器(エアコンディショナー)及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われているもの。

環境省は、引き続き関係省庁、各都道府県及び政令市等と連携しながら、建設工事現場における建設リサイクル法の推進及び環境法令の周知徹底に取り組んでまいります。

#### [12] 温暖化対策関係

◇英、35 年に電力供給の脱炭素化 新戦略発表、目標を 15 年前倒し

<共同通信 2021 年 10 月 20 日> https://nordot.app/823302079836880896?c=39546741839462401

英政府は19日、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向けた新戦略を発表した。35年までに電力供給システムの脱炭素化を目指す計画で、従来の目標から15年前倒しした。再生可能エネルギーへの移行などに関連して30年までに最大900億ポンド(約14兆円)の民間投資を促し、雇用創出を狙う。

英北部グラスゴーで10月末に始まる国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP26)を控え、脱炭素化を 巡る議論を主導したい考えだ。ジョンソン首相は「英国の取り組みはグリーン産業革命を後押しする。私たちの 戦略は他の国の模範となる」と表明した。

#### ◇CO2を大気から回収 成否のカギはドライアイス 子会社出向が転機

<朝日新聞 2021年10月18日> https://www.asahi.com/articles/ASPBF6757PBC0IPE00F.html

地球温暖化の原因になる二酸化炭素(CO2)を、大気中から回収する研究が加速している。東邦ガスが名古屋 大などと組んで開発を進めているのが、ドライアイスを活用した新しい手法だ。挑戦のきっかけは、ベテラン社 員の子会社への出向だった。

大気中のCO2の回収はダイレクト・エア・キャプチャー(DAC)と呼ばれ、欧米で開発が先行する。特殊な膜や 液体でCO2を集める。

東邦ガスの研究員は「課題は効率化だ」と話す。膜や液体に通すために空気の流れを変えたり、液体からCO2 をとり出したりするときに、エネルギーが要る。それをまかなうために化石燃料を燃やせば、C02がまた出てしま う。新たなエネルギーの利用をいかに抑えるかが、成否のカギを握る。

東邦ガスの新手法では液体にCO2を吸収させる。その後、通常なら液体を加熱してCO2を分離させるが、熱を出 すにはエネルギーが必要だ。そこでドライアイスを活用する。

冷凍食品の保存などでおなじみのドライアイスは、CO2を凍らせたものだ。容器内にCO2を吸収させた液体と気 体のCO2を入れ、気体を冷やしてドライアイスに変える。すると容器内の圧力が下がり、加熱なしで液体からCO2 が分離されるという。

ポイントは、ドライアイス化のために新たなエネルギーをつくる必要がないことだ。東邦ガスが家庭などに供 給する都市ガスの原料は、海外産の液化天然ガス(LNG)。日本にはマイナス約160度の液体の状態で届き、海水 で温めて気体に戻している。このときに利用した海水が冷やされる力は「冷熱」と呼ばれ、一部を発電などに使 っている。だが7割は利用されていない。これを使って002を冷やしてドライアイスにする、というわけだ。

開発のきっかけは2018年…

### [13] *調査、公募、意見募集等*

#### 「公募、意見募集等〕

- ◇令和4年度「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業~スタートアップ支援~」の公募について
- <文部科学省 2021 年 10 月 20 日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8rac3M7T1Vi3bJ

◇令和4年度「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業~機能強化支援~」の公募について

<文部科学省 2021年10月20日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8rac3M7T1Vi3bK

## [公募結果、意見募集結果]

◇「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」 に対する意見公募(パブリックコメント)の結果について

<環境省 2021年10月15日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200078&Mode=1

◇輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令 案等に対する意見募集の結果について

<経済産業省 2021年10月15日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595121077&Mode=1

### [調査実施]

◇令和3年労働安全衛生調査(実態調査)にご協力をお願いします

<厚生労働省 2021 年 10 月 20 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=U6iV6qoF2p56Ie\_BY 調査の目的

事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安や

ストレス等について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的としています。 調査の対象

事業所調査は常用労働者10人以上を雇用する民営事業所から無作為に抽出した約1万4,000事業所を調査対象とし、個人調査はそれらの事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者約1万8,000人の方を対象としています。

#### 調査の方法

#### 〈事業所調查〉

厚生労働省から調査対象となった事業所に11月初旬に調査票を郵送しますので、調査票に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒でご返送をお願いします。

#### 〈個人調査〉

事業所調査票と一緒に個人調査票を郵送しますので、調査対象事業所において調査対象となる方を選んでいただき、個人調査票の配布をお願いします。

### [14] その他省庁発表

◇令和4年度からの共同利用・共同研究拠点の認定について(公立大学、私立大学)

<文部科学省 2021年10月20日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8rac3M7T1Vi3bL

### [15] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

### [開催案内]

- ・化学物質のリスク評価検討会(発がん性評価ワーキンググループ) 10月20日
- <厚生労働省 2021 年 10 月 19 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2hWd06DpaB1QsoBY
- (1) 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について
- (2) 日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会報告書について
- (3) 中期発がん性試験(2020年度実施分)の結果の評価について
- (4) その他
- ・ 令和3年度第1回化学物質のリスク評価検討会(発がん性評価ワーキンググループ) 資料 10月20日<厚生労働省 2021年10月19日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=0ygWNw7D5eA1AoxBY
- (1) 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について
- (2) 日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会報告書について
- (3) 中期発がん性試験(2020年度実施分)の結果の評価について

《株式会社DIMS医科学研究所実施分》

チモール

2-sec-ブチルフェノール

《株式会社ボゾリサーチセンター実施分》

ノナン酸

メタクリル酸2-(ジメチルアミノ) エチル

- (4) その他
- ・薬事・食品衛生審議会 指定薬物部会を開催します 持ち回り
- <厚生労働省 2021年10月19日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2hWd06DpaB1QssBY
- ・厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)
- <厚生労働省 2021年10月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=o1hlGlr1Km6K0WcxY
- ・第71回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第20回薬事・食品衛生審議会 薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)(ペーパーレス、Web 会議)の開催について

10月22日

<厚生労働省 2021年10月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=c4i1yool-r5aAcjhY

- (1) 新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
- (3) 麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌(23価)、HPV、百日せき、ジフテリア、破傷 風、不活化ポリオ、肺炎球菌(13 価)、Hib、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性につい 7
- (4) その他
- ・産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会エネルギー構造転換分野ワーキンググループ(第7 回) 10月21日

<経済産業省 2021 年 10 月 19 日>

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/42786

個別プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画(案)について(DC02 等を用いた燃料製造技術開発)

- ・外国人学校の保健衛生環境に係る有識者会議(第6回)の開催について 10月25日
- <文部科学省 2021年10月19日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8pac3Nrq7hqZbF
- (1) 有識者ヒアリング
- (2) その他

[開催記録、報告、資料等]

- ・生物多様性条約第15回締約国会議、カルタヘナ議定書第10回締約国会合及び名古屋議定書第4回締約国会合 第一部の結果について 10月11~15日
- <環境省 2021年10月19日> https://www.env.go.jp/press/110106.html
- 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議(第2回) 配布資料 10月14日
- <文部科学省 2021 年 10 月 19 日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8pac3Nrq7hqZbH
- 1. 特定研究大学制度(仮称)の構築に向けて(1 ガバナンスについて、2 規制緩和等について、3 指定・評価に ついて)
- 2. その他
- ・核融合科学技術委員会 原型炉開発総合戦略タスクフォース (第23回) 議事録 7月13日 <文部科学省 2021年10月19日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8pac3Nrq7hqZbK
  - (1) 原型炉開発総合戦略タスクフォースの議事運営について(非公開)
  - (2) 幅広いアプローチ (BA) 活動の進捗状況について
  - (3) カーボンニュートラル社会を目指した主要国による核融合計画に関する最新情勢
  - (4) 原型炉設計合同特別チームの活動について
  - (5) 原型炉研究開発体制の強化のための大学等の連携強化について
  - (6) その他

#### [13] その他

### ◇インフルエンザ、感染症関係

・群馬県における豚熱の確認(国内 73 例目)及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開 催について

<農林水産省 2021年10月19日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211019\_4.html

・インフルエンザ、今冬は拡大の懸念 ワクチン接種など呼び掛け

<京都新聞 2021 年 10 月 19 日> https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/661988

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

### ACSES =ュースレター\_ 2 1 9 8\_20211021

・人工関節の材料、サンゴが骨格と認識して成長? 関大、再生にいかす

<朝日新聞 2021年10月19日> https://www.asahi.com/articles/ASPBK5RHCPB8PLBJ002.html

\_\_\_\_\_

### ◇その他

・赤白帽、赤の方が熱吸収 表面温度に10度の差

<共同通信 2021年10月20日> https://nordot.app/823317055780126720?c=39546741839462401

小学校の体育の授業などでおなじみの赤白帽は、赤の方が白より熱を吸収し、表面温度が 10 度も高くなる―。 武蔵野美術大の北徹朗教授(健康科学)の研究室が、こんな実験結果を明らかにした。体育の授業中の熱中症が 増える中、北教授は「リスクを避けるためにも、学校現場は対策を取ってほしい」と呼び掛けている。11 月の日 本教育実践学会の研究大会で発表する予定。

実験は7月22日に実施。机に赤白帽だけでなく、計9色の帽子をかぶせたマネキンの頭部を置き、温度を測定した。